

## 青色申告の主なメリット（個人事業の場合）

### ① 税金が安くなる

#### 青色申告の場合は…

|          |          |
|----------|----------|
| 1年間の売上   | 200万円    |
| 1年間の経費   | △100万円   |
| 青色申告特別控除 | △65万円（※） |
| <hr/>    |          |
| 差引       | 35万円     |

事業の所得は35万円として税金計算。

#### 白色申告の場合は…

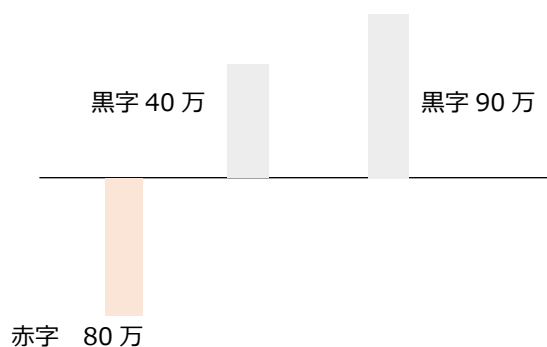
|        |        |
|--------|--------|
| 1年間の売上 | 200万円  |
| 1年間の経費 | △100万円 |
| <hr/>  |        |
| 差引     | 100万円  |

事業の所得は100万円として税金計算。

（※）この金額はその時の税制によって変わる場合があるので注意しましょう。

### ② 赤字の額を繰り越すことができる。

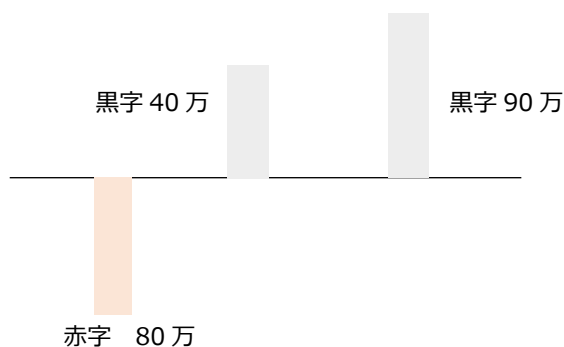
#### 青色申告の場合は…



2年目の事業所得はなし。

3年目の事業所得は50万円。

#### 白色申告の場合は…



2年目の事業所得は40万円。

3年目の事業所得は90万円。

（※）災害の時には白色申告でも赤字を繰り越すことができます。

### ③ 家族へ払った給料を経費にできる

#### 青色申告の場合は…

税務署に届け出た「上限額」までは  
経費にできる。

※青色専従者給与といいます。

#### 白色申告の場合は…

|        |          |
|--------|----------|
| 配偶者の場合 | 年間 85 万円 |
| それ以外   | 年間 50 万円 |

この金額までしか経費にできない。

### ④ 単価 10 万円以上のものを買ったとき

#### 青色申告の場合は…

単価 30 万円未満ならいっぺんに  
経費にできる。

単価 10 万円以上 20 万円未満なら  
3 年かけて 3 分の 1 ずつ経費にできる

#### 白色申告の場合は…

単価 10 万円のものはいっぺんに  
経費にできない。

単価 10 万円以上 20 万円未満なら  
3 年かけて 3 分の 1 ずつ経費にできる